

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第79号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「別表第4（1）及び（2）」を「別表第2（9）から（11）及び別表第4（2）及び（3）」に改め、同条第5項中「（5）及び（6）」を「（4）及び（5）」に改める。

別表第2中「

（8） 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月の期間内において、原則として連続する2日の範囲内の期間
---	--

」を「

（8） 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月の期間内において、原則として連続する2日の範囲内の期間
---	--

（9） 会計年度任用職員	1の年度（4月1日から翌年の3月31日）
--------------	----------------------

<p>(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号、第10号及び第11号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(10) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間</p>
<p>(11) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日の後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係</p>	<p>当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間</p>

る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

」に、「(9)」を「(12)」に改める。

別表第3(1)の項を削り、同表中「

(2) 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家庭裁判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託

	<p>することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間</p>
<p>(3) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>請求した日から2日以内において必要と認められる期間</p>
<p>(4) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(5) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(6) 会計年度任用職員</p>	<p>1の年において別表第6に定める期間</p>

<p>(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間により勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前3号に掲げる場合を除く。)</p>	
<p>(7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(8) 妊娠中又は出産後1</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠</p>

<p>年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、いずれの期間についてもその指示するところによる。）、出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、その都度必要と認める時間</p>
--	--

」を「

<p>(1) 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家庭裁判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含</p>
--	--

	<p>む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間</p>
<p>(2) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>請求した日から2日以内において必要と認められる期間</p>
<p>(3) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(4) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(5) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定め</p>	<p>1の年において別表第6に定める期間</p>

<p>られている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間により勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）</p>	
<p>(6) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に</p>

任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回（ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、いずれの期間についてもその指示するところによる。） ）、出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、その都度必要と認める時間
--	---

」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第14条関係）

事由	期間	有給等の別
(1) 女性の会計年度任用職員の産前産後の場合	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）は有給とし、それ以外は無給とする
(2) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この	1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に	1の年において3日（その養育する中学校就学の始期に達するま

<p>項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間</p>	<p>での子が2人以上の場合にあっては6日)は有給とし、それ以外は無給とする</p>
<p>(3) 会計年度任用職員が、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、職員と同居している兄弟姉妹並びにこれらと同様の関係にあると認められるもので市長が定める者、職員と同居している職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員と同居している職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められるもので市長が定める者で、負傷、疾病</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間</p>	<p>1の年において3日(要介護者が2人以上の場合にあっては6日)は有給とし、それ以外は無給とする</p>

又は老齢により2週間以上の期間日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合		
---	--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第3第1号の規定により付与された休暇（この規則の施行日以後のものに限る。）は、この規則による改正後の大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第4第1号の規定により付与された休暇とみなす。